

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

（処分事項）

令和 7 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）について

処分年月日 令和 8 年 1 月 20 日

令和 8 年 2 月 9 日 提 出

飯 南 町 長 塚 原 隆 昭

専決第1号

令和7年度飯南町一般会計補正予算(第6号)

令和7年度飯南町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,514千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,244,096千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日 専 決

飯 南 町 長 塚 原 隆 昭

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		516,735	13,514	530,249
	3 委託金	33,982	13,514	47,496
歳 入	合 計	8,230,582	13,514	8,244,096

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,565,370	13,514	1,578,884
	4 選挙費	34,125	13,514	47,639
歳 出 合 計		8,230,582	13,514	8,244,096

予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

令和7年度飯南町一般会計補正予算（第6号）

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 県支出金	516,735	13,514	530,249
歳入合計	8,230,582	13,514	8,244,096

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,565,370	13,514	1,578,884	13,514			
歳 出 合 計	8,230,582	13,514	8,244,096	13,514			

2 歳 入

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	25,024	13,514	38,538	3 選挙費委託金	13,514	最高裁判所国民審査費委託金 65 衆議院議員選挙費委託金 13,449
計	33,982	13,514	47,496			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
9 衆議院議員選挙費	0	13,514	13,514	13,514				1 報酬	1,706	衆議院議員選挙実施経費 13,514
								3 職員手当等	3,768	
								7 報償費	443	
								8 旅費	408	
								10 需用費	1,950	
								11 役務費	1,179	
								12 委託料	2,367	
								13 使用料及び賃借料	202	
								17 備品購入費	955	
								18 負担金、補助及び交付金	536	
計	34,125	13,514	47,639	13,514						